

空き家、空き地を有効活用しましょう 空き家バンクへの登録物件を募集しています

町では、平成29年から空き家バンク制度を実施しています。空き家や空き地を「売りたい・貸したい」という方と「買いたい・借りたい」という方の橋渡しを行っています。空き家バンクに登録していただいた空き家・空き地は、町のホームページで紹介し、買い手・借り手となる方を幅広く募ります。

8月1日現在、27件成約しています。空き家・空き地を「売りたい、貸したい」という方や、空

き家バンク登録に関する相談がある方は、ぜひ一度ご連絡ください。また、物件をお探しの方は鹿部町空き家バンクをご覧ください。

町空き家バンク(町ホームページ)▶



▼お問い合わせは、役場建設水道課建築係(01372-7-5294)へ。

町が解体費用をサポートします 空家等除却支援事業補助制度を活用しませんか

町では、老朽化した空き家住宅等の解体費用の一部を補助する「鹿部町空家等除却支援事業補助制度」を実施しています。老朽化が進み、今後使用する予定のない空き家住宅等は、本制度を利用して解体してみてもいいかもしれません。

○補助額

住宅：最大50万円、倉庫：最大15万円

○申請の要件

・町内にある専用住宅または併用住宅、倉庫等

であること

- ・1年以上居住またはその他の使用実績がないこと
- ・町による事前調査で、交付対象空き家と判定された建物であること
- ・町税等を滞納していないこと
- ・町内の解体業者等が請け負う工事であること

▼お問い合わせは、役場建設水道課建築係(01372-7-5294)へ。

『語らい町長室』について

開かれた身近な町政づくりを進めるため『語らい町長室』を開催しています。

来庁していただく方法のほか、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』も利用できます。開放予定日に限らず、公務などが入っていない日は可能な限り対応しますので、希望される方は事前にお問い合わせください。

■令和7年9月の開放予定日 9月24日(水) 午前9時～午後7時

※公務で対応できない時間帯がありますので、事前に予約をお願いします

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係(01372-7-2111)へ。